

会 議 録

会議名 (審議会等名)		第 2 0 5 回 相模原市都市計画審議会				
事務局 (担当課)		まちづくり計画部 都市計画課 電話 0 4 2 - 7 6 9 - 8 2 4 7 (直通)				
開催日時		平成 2 9 年 1 月 1 9 日 (木) 午後 2 時 ~ 午後 4 時 1 5 分				
開催場所		市役所本庁舎 第 2 別館 3 階 第 3 委員会室				
出席者	委員	1 7 人 (別紙のとおり)				
	その他	0 人				
	事務局	1 0 人 (まちづくり計画部長、都市計画課長、建築指導課長、他 7 人)				
公開の可否		可	不可	一部不可	傍聴者数	1 人
会議次第		(1) 議案 1 号 相模原都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針、相模湖都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針並びに津久井都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の変更 (2) 議案 2 号 相模原都市計画及び相模湖津久井都市計画公園の変更 (3) 議案 3 号 相模原都市計画及び相模湖津久井都市計画汚物処理場の変更 (4) 議案 4 号 平塚都市計画、藤沢都市計画、茅ヶ崎都市計画、相模原都市計画、厚木都市計画、伊勢原都市計画、海老名都市計画、座間都市計画、綾瀬都市計画、大磯都市計画、愛川都市計画、津久井都市計画及び相模湖都市計画下水道の変更 (神奈川県決定) (5) 議案 5 号 相模原都市計画区域区分の変更 (6) 議案 6 号 相模原都市計画都市再開発の方針の変更 (7) 議案 7 号 相模原都市計画住宅市街地の開発整備の方針の変更				

会議次第

- (8) 議案 8 号 相模原都市計画用途地域の変更
- (9) 議案 9 号 相模原都市計画防火地域及び準防火地域の変更
- (10) 議案 10 号 相模原都市計画道路の変更
- (11) 議案 11 号 相模原都市計画公園の変更
- (12) 議案 12 号 相模原都市計画緑地の変更
- (13) 議案 13 号 相模原都市計画下水道の変更
- (14) 議案 14 号 相模湖都市計画区域及び津久井都市計画区域の変更(神奈川県指定)
- (15) 議案 15 号 相模湖津久井都市計画用途地域の変更
- (16) 議案 16 号 相模湖津久井都市計画高度地区の変更
- (17) 議案 17 号 相模湖津久井都市計画防火地域及び準防火地域の変更
- (18) 議案 18 号 相模湖津久井都市計画道路の変更
- (19) 議案 19 号 相模湖津久井都市計画公園の変更
- (20) 議案 20 号 相模湖津久井都市計画下水道の変更
- (21) 議案 21 号 相模湖津久井都市計画土地区画整理事業の変更
- (22) 議案 22 号 相模湖津久井都市計画地区計画(内郷東地区地区計画)の変更
- (23) 議案 23 号 相模湖津久井都市計画地区計画(金丸地区地区計画)の変更
- (24) 議案 24 号 相模湖津久井都市計画地区計画(若柳地区地区計画)の決定
- (25) 議案 25 号 相模湖津久井都市計画地区計画(金原工業団地西側地区地区計画)の決定
- (26) 議案 26 号 用途地域の指定のない区域における建築基準法による容積率、建ぺい率及び建築物の各部分の高さを定める区域及び数値の指定
- (27) 議案 27 号 用途地域の指定のない区域における建築基準法による容積率、建ぺい率及び建築物の各部分の高さを定める区域及び数値の変更

審 議 経 過

審議会の冒頭、出席委員の人数が定足数に達していることを確認した。

主な内容は次のとおり。(は会長の発言、 は委員の発言、 は事務局の発言)

(1) 説明及び質疑については、関連する内容をまとめて説明したため、議案番号順ではなく、下記の順番で説明を行った。なお、その他の名称等の軽易な変更等の案件については、下記の質疑終了後、別途行うこととした。

- 1 . 都市計画区域の変更 (案) について (議案 1 4 号)
- 2 . 都市計画区域の整備、開発及び保全の方針 (案) について (議案 1 号)

相模原都市計画区域

- 3 . 区域区分 (案) について (議案 5 号)
- 4 . 都市再開発の方針 (案) について (議案 6 号)
- 5 . 住宅市街地の開発整備の方針 (案) について (議案 7 号)
- 6 . 相原地区、二本松地区、相模大野地区、上溝地区の都市計画の変更 (案) について (議案 5 . 8 . 9 号)

相模湖津久井都市計画区域

- 7 . 若柳地区、金原地区及び土沢地区の都市計画の決定・変更 (案) について (議案 1 5 . 1 7 . 2 0 . 2 4 . 2 5 . 2 6 . 2 7 号)

について、事務局より説明。

今回、都市計画区域の整備、開発及び保全の方針 (以下「整開保」) の作りそのものが変わり、見やすくなったということもあるが、コンパクトなまちづくりと都市部と中山間地域の一体的なまちづくりの方向性が出されている。集約型の都市づくりについては国の方針としても出されていて、全国的にも取り組んでいる自治体は増えていると思う。先駆的に取り組んできたのは、実際に人口減少がやってきた青森市や富山市などの地方都市で、具体的にそれが成功かどうか明確になっていない状況のなかで、相模原市は集約型の都市構造をどのくらいのスパンで考えているのか。集約型の都市構造と言いつつ、土地区画整理事業や広域交流拠点のまちづくりを進めている。これらは、集約型の都市構造とは矛盾していると思っており、今回の相模原市の整開保を見てみると街をどのようにダウンサイジングしていくかということの方向性が明確でない。

今回、神奈川県より権限が移譲され、本市が独自に策定できるということで、整開保の形を相模原都市計画区域、相模湖津久井都市計画区域を一体として項目別に、比較できるような、より見やすい形に変えさせていただいた。

集約型の都市構造については、土地区画整理事業や広域交流拠点の形成に向けた事業を予定している相模原都市計画区域とそれ以外の相模湖・津久井都市計画区域

では、今後の人口減少のスピードが違っていると認識しており、現在調査検証しているところである。そういう中で、相模原都市計画区域については今後10年から15年後くらいでは人口動向にそれほど大きな変化がないということで、引き続き都市として選ばれるまちづくりを進める必要があると考えている。一方で相模湖津久井都市計画区域では、既に人口減少が始まっているので、人口減少下における政策を進めていかなければならないと考えている。そういったことが整開保では見えにくいのではないかとのことだが、人口減少に対してどうしていくのかということについては、総合計画に合わせて平成31年度に改定を予定している都市計画マスタープランで記載していきたいと考えている。

次回の都市計画マスタープランの見直しというのは、直近の国勢調査の結果が基になり、具体的な人口減少の動向も見ざるを得ないと思う。今回の第7回線引き全市見直しに係る小委員会の議論の時はまだ、それほど人口減少ではない状況での議論で、都市のダウンサイジングは考えないということが本当に良いのか、一体的な整開保にすることに異論はないが、今後の見通しを考えるともう少し事態は厳しいのではないかと考えている。都市のダウンサイジングということについて、もう少し行政としての検討が必要ではないかと思う。

この整開保の中の区域区分の方針という部分に人口推計があり、市街化区域内の人口が平成22年から37年で1万6千人の増と記載されており、それは土地区画整理事業や広域交流拠点の形成に向けた事業も含めた人口増だと思うが本当にそれで良いのかと危惧を抱いている。

また、都市を集約していくとなると公共交通が大事になってくると考えるが、整開保の中では、相模原都市計画区域には新しい交通システムについての記述はあるが、中山間地域の公共交通をどうするかという政策的な視点が見えてこない。この議論については、小委員会の議事録にも記載されていなかったが、どのように考えているのか。

相模湖津久井都市計画区域の公共交通については、公共交通機関、特にバス路線の維持や乗合タクシーを引き続きやっていく必要があると考えている。ただし、続けていく中でも、各集落の人口動向など地域の実情を注視しながら、公共交通が維持できるようなまちづくりをやっていく必要があると考えている。

公共交通については、相模湖津久井都市計画区域だけではないので、今後、計画的にやっていくことは非常に大事だと思う。

新しい交通システムだけでなく、それぞれの事業者が交通手段を確保していく必要がある。例えば商業者や大型店などでは、地方では駅から無料バスを出すことは当たり前になっているが相模原市域では、そういうことはやっていない。大型の病院でもバスを積極的に出すとか、こういったことを誘導し、コーディネートすることが今後の相模原市には非常に大事なのではないかと思う。審議会の皆さんでも議

論していただきたいし、行政としての意見も聞きたいところである。

最後のところは、行政としての総合的な政策、あるいは計画を遂行する上で、大事な議論であると思う。審議会としても議論を深めたい。先ほどの人口の問題については、懸念されるのはよくわかるが、相模原市だけで完結する話ではなく、競争のなかで居住人口が変化するということもあるので非常に難しい問題である。将来の鉄道計画の答申に携わったが、居住人口というのは予測以上に集中してきてしまうものだし、これから先もまだまだ集中が進むと思う。国の政策の失敗というものもそういうところにあるのかもしれないが、そうはいつでも、鉄道というのはまだまだ無いと困る場所はあるし、これから先も通勤ラッシュはあり、解消すべきだと思う。事業者は路線を増やす投資は厳しいと考えがちだが、行政はサービスの向上や都市間競争を考慮し、整開保などにきちんと記載して位置付けていくということは非常に重要なことだと思う。

予測は非常に難しいが、近づけるための努力を行政や住人も含めて、いかに協力的にやっていくか、今が大切な時期であることは間違いない。

小委員会でもコンパクトシティについての議論をした。その後も私自身それについて勉強し、日本全国の10万人以上の都市の都市構造データなど、いろいろなデータを集めてコンパクト性の評価をした。その結果、コンパクトな都市であったとしても道路ネットワークから都市構造をみると様々な形があるということがわかった。例えば富山市はコンパクトな都市としてよく知られているが、鉄道沿線に集中的に投資して人を呼び寄せていて、都市全体でみるとコンパクト性は低い。コンパクトというのは何も都市全体をグッと縮めなくてはならないということではなく、ある拠点にどういうふうに集約していくかということなので、相模原市は相模原市なりのコンパクトを追求していけばよいのではないか。相模原都市計画区域については、どこでも整備すればいいということではなく、メリハリをつけてやっていく。津久井地域は、委員がおっしゃったように交通弱者のような方々にとっては、なるべくモビリティを提供していくという対策をやっていかなければならないと思っているので、小委員会でも議論したが、今後丁寧にやっていく必要があると認識しており、行政もそこは理解していると思う。

金原地区で用途地域を準工業地域に変更することについて、住工混在を避けるためだと思うが、地区計画を見ると住宅は建たないとなっている。住宅建設の需要に対しては何か対策はないのか。どういう状況で判断したのか。

金原地区については、圏央道相模原インターチェンジに近く、橋本駅にも近いという利便性を生かした中で工業団地をつくり、地域の拠点性を高めようと考えている。工業団地に隣接した住宅建設は考えておらず、地域のための職を提供する場として金原地区に住むというよりも周辺の集落に住む方々を含めて、そこに働きに来

てもらおうという形でのまちづくりを考えている。

1号議案にリニア中央新幹線神奈川県駅設置等による交通結節点としての方針が記載されている。都市計画を検討するときに、交通インフラからということもあるが、インフラが大きく変わるときには、経済予測からも検討する必要があるのではないかと考える。

金沢市や富山市では、最初に北陸新幹線による経済規模がどう変化するかを随分調査し分析したうえで、それにあわせた計画予測をしたと聞いている。そういうことを考えると相模原市も全庁的に今後の相模原の産業規模などの都市構造の変化も踏まえて予測していくべきではないかと思う。

また、相模原市は、軍都計画以来、街の構造が変化しておらず、大きく都市構造を変えたことがないと思うが、これからの10年間20年間と言うのはリニアも来るし、金原地区のような新しい工場地帯もでき、大きく街の構造を変えていくことになる。この時に一方で日本全体では人口減少などの流れがあり、その中で、相模原はどういう道をとるのかということを経済予測をしたり構造変化したりすることをしっかり調査分析していくことができれば、もうすこし精密な根拠を出せるのではないか。

整開保について、前は県が策定し今回から市が策定することとなり、いろいろと新たな試みをした部分はあるが、今までのルールに縛られるところもあった。どういうルールかということ測定年における人口の増減を捉えて、人口が増えた分については人口のフレーム(市街化区域の範囲)を割り当てる、工業系については出荷高を捉えてその上限で工業地域のフレームを割り当てるというルールである。これはおそらく今まで日本が人口の増加に伴い、スプロール化して郊外部に拡大していったところに市街化区域を貼っていくということで拡大していたとういことが要因であり、人口が増加している時には、先へ先へという方法も有用であったが、人口減少に入ると矛盾してくるのではないかと考えている。例えば本市の状況でいうと橋本駅周辺などはこれからリニアの関係で人口増が見込まれたり、道路でいうとインターチェンジなどができたところについては周辺の土地利用を考えるべきではないかという議論もされている。しかしながら、前述のルールに照らすと、局所的には人口は増えるかもしれないが市全体では人口が減少傾向になるので市街化区域の拡大は難しいということになってしまい矛盾が生じてしまう。こういった状況については現在ちょうど過渡期にあるのではないかと考えており、指定都市から、このフレームの割り当て方法について再検討して欲しいという要望を国にしているので、次回以降に検討できればと考えている。

相模湖、津久井の都市計画区域の一体化ということで、今回統合され、用途の見

直しがされた。特にプレジャーフォレストがある若柳地区について、商業地域に変えて活性化を図ると共に、地区計画を決定するということが、地区計画の内容をもう少し具体的に説明してほしい。

今回、若柳地区についてはプレジャーフォレストが営業している区域について商業地域の用途を貼ることとした。これについては、事業者の開発を促し地域振興を図ることを考えてのことであるが、合わせて周辺環境との調和を図るために地区計画を設定した。内容としては、緑地については17.7ha、全体で23%の緑地を保全する、さらに建物については、商業地域は本来は容積率300%、建ぺい率80%であるが、今回はダウングレードして容積率の最高限度を50%、建ぺい率を30%とした。高さの制限についても15mということで概ね5階建て相当で、樹林のなかに隠れる程度に制限した。緑化率についても現在57%だが、最低限度を50%としており、概ね現状を維持していくことで地区計画を設定した。周辺環境に配慮しながら営業していただきたいという意図である。

商業地域の用途を貼ることによるメリットを具体的に教えて欲しい。

現在、プレジャーフォレストがイルミネーションなどいろいろな取り組みをしており来園者が増加している。来園者が増えたことによる周辺への影響は副次的なメリットであると考えている。また、来園者の増加により周辺からの渋滞解消の要望があるが、現在プレジャーフォレストの入り口は1箇所しかなく、商業地域の用途を貼ることで敷地内に道路を作ることができ、もう一つ入り口を作ることができるようになることで、周辺に対する影響も緩和でき、それもメリットになると考えている。

相模湖津久井都市計画区域は、線引きがされていないということで、土地利用上、神奈川県土地利用調整条例で規制されている。その中では建築物の敷地が3,000㎡以上の開発行為は原則規制がかかっているが、この面積緩和について今後の取組を教えていただきたい。

3,000㎡の上限については、現在担当課で調整しており、今後そういうことも検討していく必要があると考えている。

ここで開発基準条例が変わるが、津久井地域の活性化を図るべく、規制緩和などにより中小企業が就業できるように環境を整えることについて力をいれて対応していただきたい。

若柳地区の地区計画について、建築物の高さの最高限度が15mとなっているが富士急ハイランドがプレジャーフォレストに力を入れていきたいということの理由は今の富士吉田市では大型施設が作れないということがある。地区計画で15mの制限をかけると同じように大型遊戯施設がつかれないのではないかと懸念する

が大丈夫なのか。

遊戯施設は建築物ではなく、本事項の対象ではない。15mの制限は宿泊施設やホテルを想定している。

遊戯施設は制限しないということを明示しないのか。

建築物に対しての規制なので建築物ではないものは記載しない。建築物でも券売所など遊戯施設に付属するものは除外するとしている。

屋内ジェットコースターなどは遊戯施設の周りに建築物があり中に遊戯施設が入るがその場合はどうなるかも整理したほうがよい。

(2) その他、名称等の軽易な変更等(案)について

相模原都市計画区域

(議案2.3.4.10.11.12.13号)

相模湖津久井都市計画区域

(議案2.3.4.16.18.19.21.22.23号)

について、事務局より説明。

先ほどの若柳地区についてだが、用途を商業地域にするのは事業者からの申し出か。

若柳地区については、現在の都市計画マスタープランにおいても観光産業の振興を通じて地域の活性化を図るとしており、それに基づき、この地域に商業地域を貼り、区域選定等についてはプレジャーフォレストと協議をさせていただいた。

観光、商業をもってこよふという都市計画マスタープランそのものは良いと思うが、観光、商業を促進するとなったときに用途地域として商業地域を貼るとするのは違和感がある。住居系の用途地域でもプレジャーフォレストが計画する施設は建つような気もする。あと整開保ではこの都市計画区域は自然環境との調和と保全を考えた内容になっている。商業地域となると規模を含めて違和感があるのでもっと明確に説明がつくとよいと思う。

若柳地区のような山林が多い地区で商業地域を貼るとするのはたしかに違和感があると思うが、用途の体系のなかで一番適しているのは商業地域であると考えている。ただし、一般的な市街地の商業と比較するとダウングレードを図るように地区計画でカバーしながら地域の実情にふさわしい形にしたというのが今回の用途地域の指定である。

全体的な意見として、本審議会には学識の先生方や市議会議員さん、それから各地域の方々が出ているのだからそれぞれの立場での意見をもう少し出してもよいのではないかと。先ほどの若柳地区の件であるが、あの地域を本当に商業地域にして

よいか。バスの本数や店舗の状況など実情を見て議論するべきではないか。相模原都市計画区域においても、田名のキャタピラの工場に流通センターができると聞いた。今後も工場がどんどん流通拠点に変わっていく流れがある。都市計画マスタープランに書いてあるからというのではなく、世の中の動きを的確に捉えて審議会での議論をして欲しい。

大変貴重なご意見をいただいた。都市計画審議会では、一つの案件を決めるのに、重要性に応じてそのプロセスを丁寧に組んでいる。そのプロセスの中でもし、住民の方々の反対を受けたときには、さらに丁寧に法定の手続き以上のものを加えながら進めている。今回の整開保については、都市計画の基本方針として、時間を掛けて議論してきており、この審議会の中でも何度か取り上げて議論をしてきた。今日はそういう今までの議論を踏まえて最後の決める場であると考えている。今後、都市計画マスタープランの全面改定があり、その時はまた決めることだけでなく活発な議論ができる審議会をやっていただきたい。

議案の7号についての確認だが、上九沢の地区で公営住宅建設事業と記載されているが、これは上九沢の市営住宅を建て直すということか。

上九沢の市営住宅についての記載だが、これから建替えるということではなく、建替え事業で一部未実施の部分が残っており、現在更地になっている部分だが、その部分について記載したものである。

【審議結果】

- (1) 議案 1 号 相模原都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針、相模湖都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針並びに津久井都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の変更
総員賛成により原案に同意することに決定した
- (2) 議案 2 号 相模原都市計画及び相模湖津久井都市計画公園の変更
総員賛成により原案に同意することに決定した
- (3) 議案 3 号 相模原都市計画及び相模湖津久井都市計画汚物処理場の変更
総員賛成により原案に同意することに決定した
- (4) 議案 4 号 平塚都市計画、藤沢都市計画、茅ヶ崎都市計画、相模原都市計画、厚木都市計画、伊勢原都市計画、海老名都市計画、座間都市計画、綾瀬都市計画、大磯都市計画、愛川都市計画、津久井都市計画及び相模湖都市計画下水道の変更（神奈川県決定）
総員賛成により原案に同意することに決定した
- (5) 議案 5 号 相模原都市計画区域区分の変更

総員賛成により原案に同意することに決定した

(6) 議案 6 号 相模原都市計画都市再開発の方針の変更

総員賛成により原案に同意することに決定した

(7) 議案 7 号 相模原都市計画住宅市街地の開発整備の方針の変更

総員賛成により原案に同意することに決定した

(8) 議案 8 号 相模原都市計画用途地域の変更

総員賛成により原案に同意することに決定した

(9) 議案 9 号 相模原都市計画防火地域及び準防火地域の変更

総員賛成により原案に同意することに決定した

(1 0) 議案 1 0 号 相模原都市計画道路の変更

総員賛成により原案に同意することに決定した

(1 1) 議案 1 1 号 相模原都市計画公園の変更

総員賛成により原案に同意することに決定した

(1 2) 議案 1 2 号 相模原都市計画緑地の変更

総員賛成により原案に同意することに決定した

(1 3) 議案 1 3 号 相模原都市計画下水道の変更

総員賛成により原案に同意することに決定した

(1 4) 議案 1 4 号 相模湖都市計画区域及び津久井都市計画区域の変更(神奈川県指定)

総員賛成により原案に同意することに決定した

(1 5) 議案 1 5 号 相模湖津久井都市計画用途地域の変更

賛成多数により原案に同意することに決定した

(1 6) 議案 1 6 号 相模湖津久井都市計画高度地区の変更

総員賛成により原案に同意することに決定した

(1 7) 議案 1 7 号 相模湖津久井都市計画防火地域及び準防火地域の変更

賛成多数により原案に同意することに決定した

(1 8) 議案 1 8 号 相模湖津久井都市計画道路の変更

総員賛成により原案に同意することに決定した

(1 9) 議案 1 9 号 相模湖津久井都市計画公園の変更

総員賛成により原案に同意することに決定した

(2 0) 議案 2 0 号 相模湖津久井都市計画下水道の変更

総員賛成により原案に同意することに決定した

- (2 1) 議案 2 1 号 相模湖津久井都市計画土地区画整理事業の変更

総員賛成により原案に同意することに決定した

- (2 2) 議案 2 2 号 相模湖津久井都市計画地区計画(内郷東地区地区計画)の変更

総員賛成により原案に同意することに決定した

- (2 3) 議案 2 3 号 相模湖津久井都市計画地区計画(金丸地区地区計画)の変更

総員賛成により原案に同意することに決定した

- (2 4) 議案 2 4 号 相模湖津久井都市計画地区計画(若柳地区地区計画)の決定

賛成多数により原案に同意することに決定した

- (2 5) 議案 2 5 号 相模湖津久井都市計画地区計画(金原工業団地西側地区地区計画)の決定

総員賛成により原案に同意することに決定した

- (2 6) 議案 2 6 号 用途地域の指定のない区域における建築基準法による容積率、
建ぺい率及び建築物の各部分の高さを定める区域及び数値の
指定

総員賛成により原案に同意することに決定した

- (2 7) 議案 2 7 号 用途地域の指定のない区域における建築基準法による容積率、
建ぺい率及び建築物の各部分の高さを定める区域及び数値の
変更

総員賛成により原案に同意することに決定した

以 上

第 2 0 4 回相模原市都市計画審議会委員出欠席名簿

区 分	役 職 名	氏 名	備 考	出欠
学識経験のある方	青山学院大学社会情報学部社会情報学科教授	飯島 泰裕		出席
学識経験のある方	麻布大学生命・環境科学部 環境科学科教授	伊藤 彰英		出席
学識経験のある方	東海大学工学部建築学科教授	加藤 仁美		欠席
学識経験のある方	明星大学理工学部総合理工学科教授	西浦 定継	副会長	出席
学識経験のある方	東京工業大学 環境・社会理工学院 土木・環境工学系都市・環境学コース教授	屋井 鉄雄	会 長	出席
学識経験のある方	法政大学 現代福祉学部 福祉コミュニティ学科教授	保井 美樹		欠席
学識経験のある方	相模原市農業委員会会長	高橋 三行		出席
学識経験のある方	相模原市農業協同組合専務理事	小清水 忠雄		欠席
学識経験のある方	相模原商工会議所専務理事	座間 進		出席
学識経験のある方	公益社団法人神奈川県 宅地建物取引業協会副会長	大塚 亮一		出席
市議会議員の代表	相模原市議会議員	小野沢 耕一		出席
市議会議員の代表	相模原市議会議員	森 繁之		出席
市議会議員の代表	相模原市議会議員	久保田 浩孝		出席
市議会議員の代表	相模原市議会議員	長谷川 くみ子		出席
関係行政機関の職員	国土交通省関東地方整備局長	大西 亘		代理
関係行政機関の職員	神奈川県警察本部交通部長	小田 重人		代理
市の住民の代表	相模原市自治会連合会副会長	草野 寛		出席
市の住民の代表	公募委員	加藤 尚子		出席
市の住民の代表	公募委員	北島 正一		出席
市の住民の代表	公募委員	佐野 仁昭		出席